

イギリスの社会保障制度に関する一史的考察*

——ベヴァリジの社会保障計画を中心として——

仁 科 保

I 序

第2次大戦後、イギリス社会保障制度の歴史的展開において「ベヴァリジ原則の変容」が一般化してきている。本論文の課題はベヴァリジの社会保障計画を1つの基準として、イギリス社会保障制度の動向を実証的に再検討することにある。具体的には、ベヴァリジ・レポートにおいて示されている社会保障予算の推計値とイギリス社会保障制度の実績値とを比較可能な実質値に変換して、両者の相違点と特質とを明らかにする。

なお、本論文において分析のために用いた資料は、イギリス中央統計局の Annual Abstract of Statistics と同じく National Income and Expenditure である。

II ベヴァリジの社会保障計画

周知のとおりベヴァリジの社会保障計画（以下、計画と省略する）は、「基本的ニードに対する社会保険」「特別なケースに対する国民扶助」および「基本的な措置に付加するものとしての任意保険」によって組み立てられ、次の3つの前提条件、(1) 児童手当、(2) 包括的な保健・医療およびリハビリテーション・サービス、そして、(3) 完全雇用のもとで社会保障計画が最も有効に機能する

ものとした。特に、ベヴァリジは社会保険と児童手当とによる二重の所得再分配を通じて貧困は除去できるものと考えていた¹⁾。

このような構造をもつ計画は保険主義と普遍主義によって特色づけられ、その特徴は生存原則と拠出原則（同一給付・同一拠出の原則）となって発現している。計画における給付額（週当り）は夫婦共同給付40シリング、単身者24シリング、また児童手当8シリングである。保険給付に対応する保険料は第1種被保険者（労働者）の場合、6シリング8ペンス（労使の合計額）である。ベヴァリジは、このような給付額と保険料を想定して社会保障予算を推計している。それは表1と表2に示されているが、推計に際しては時代の制約を受け1931年の国勢調査を中心とした資料を用いている。

ベヴァリジは社会保障予算を1945年、1955年および計画が一応完成する1965年に関して推計しているが、その特徴を数値的にトレースすると次のようになる。

最初に表1を予算項目の構成割合に則してみると、失業給付が退職年金の1億2,600万ポンドに比して1億1,000万ポンドと大きな数値を示し、他方各項目の推移をみると、退職年金が大きく増加しているのに対して他の給付項目の動きは比較的安定している。最初の特徴はベヴァリジが失業率を8.5%²⁾と仮定した結果であり、第2の特色は退職年金受給者の2段階にわたる増加と経過年金の採用による個別給付額の持続的な上昇とを反映す

* 本論文作成において、神戸学院大学の故中村正之先生、神戸大学の斎藤光雄先生より適切なコメントを頂きましたことに対し、深く感謝いたします。さらに、本論文に「光」を与えて下さった千葉大学の地主重美教授に心より感謝いたします。もちろん、本論文にありうべき誤謬はすべて筆者の責任である。

1) 山田雄三監訳「ベヴァリジ報告、社会保険および関連サービス」、至誠堂、1969年、8頁。

2) 同上、前掲書、278頁。

表1 ベヴァリジの社会保障予算——支出の推計

(単位: 100万ポンド)

	1945年	1955年	1965年	1975年 ¹⁾
社会保険諸給付				
退職年金	126	190	300	510
寡婦給付および保護者給付	29	26	21	21
失業給付	110	109	107	107
労働不能給付	57	68	71	71
業務上労働不能給付	15	15	15	15
出産一時金および出産給付	7	6	6	6
結婚一時金	1	3	3	3
葬祭一時金	4	7	12	12
事務費	18	18	18	18
社会保険諸給付合計	367	442	553	763
国民扶助				
扶助年金	39	33	25	25
その他の扶助	5	5	5	5
事務費	3	3	2	2
国民扶助合計	47	41	32	32
児童手当				
手当金	110	108	100	100
事務費	3	3	3	3
児童手当合計	113	111	103	103
中間支出合計	527	594	688	898
保健サービス	170	170	170	170
総支出合計	697	764	858	1,068

(注) 退職年金のみ増加するものとし、他の給付は、1965年と同じ額とした。

資料出所: 山田雄三監訳「ベヴァリジ報告, 社会保険および関連サービス」, 至誠堂, 1969年, 298頁。

表2 ベヴァリジの社会保障予算——収入の推計

(単位: 100万ポンド)

	1945年	1955年	1965年
拠出金 (被保険者+使用者)	285	286	280
使用者に対する業務上労働不能の賦課金	6	5	5
既存の基金の利子	15	15	15
国庫 (または地方税) によって賄われる収支差額	391	458	558
総収入合計	697	764	858

資料出所: 表1と同じ, 307頁。

るためである³⁾。他の項目の動きは、それぞれの受給者の微少の変化を反映するにすぎない。次に、表1の葬祭一時金の給付が大きく増加しているが、これは制度発足時に60歳以上の者を適用除外とし

たために生じたものである。児童手当の減少も、第2次大戦前における出生率の低下傾向をそのまま反映させていることによる。さらに、労働不能給付が1945年の5,700万ポンドから1955年の6,800万ポンドに増加しているのは、その受給要件が一定の拠出の完納を条件としているため、その全部の費用が1945年の推計値にはでてこないことによる⁴⁾。

以上、ベヴァリジの社会保障予算における支出は主に退職年金によって増加しているが、これを収入面から考察すると被保険者と使用者の拠出金は各推計年において2億8,500万ポンド、2億8,600万ポンド、そして2億8,000万ポンドとなり、最終的に若干減少している。したがって、退職年金による給付費用の増加はそのまま国庫負担となる。表2より「保健サービス」を除いた計画予算に占める国庫負担の割合を計算すると、1945年42%、1955年48%、そして1965年には56%と増加している。また、社会保険費に占める国庫負担の割合は、同じくそれぞれ17%、31%、46%⁵⁾となり、国庫負担の割合がかなりの率で増加していることがわかる。しかし計画では拠出額は国庫負担を前提とし、給付費の4分の3強を負担するように決定されている⁶⁾。そうであるにもかかわらず計画にお

3) 山田雄三監訳, 前掲書, 275-278頁。計画では退職年金に関して経過措置をとり、減額年金を支給している。それには二種類ある。第1のものは、現存の制度のもとで受給資格をみたす人々を対象としたものである。これらの人々には1944年の年央に減額年金が支給され、夫婦25シリング、単身者14シリングが支給される。これらの年金額は2年間隔で20年間にわたって一定額ずつ増額され、1964年の年央にベヴァリジの年金額に到達する。第2のものは、「社会保障計画のもとでは年金保険料の拠出を行なうが、既存の制度のもとでは拠出者ではなかった者」であり、このグループへの年金支給の開始は計画発足の10年後 (1954年の年央) とする。この計画のもとでは10年間拠出をつづけると、第1の場合と同じく夫婦には25シリング、単身者には14シリングを支給する。第2のグループは第1の場合と異なり、拠出が10年を超えると1年ごとに一定額が増額されるけれども、ひとたび退職して支給が始まるとその支給額はそのまま固定される。第2のグループにおいても、20年間保険料を拠出すると1964~65年に退職する者には第1の場合と同額の年金が支給される。

4) 同上, 前掲書, 298-299頁。

5) 一圓光弥「イギリスにおける社会保障制度とその費用負担」国際社会保障研究 No. 17, 健康保険組合連合会, 1976年, 36頁。

6) 山田雄三監訳, 前掲書, 276-277頁。

ける国庫負担の割合が4分の1以上になるのは、国庫が「全年齢の現行人口を16歳での新規加入者に課せられるのと同額の拠出額で制度に受け入れ、計画による正常な給付をあたえるための負担を負っているからである。」すなわち、「国庫負担は積立て不足額を積立金に繰り入れることによって負債を償却する形で行なわれるのではなく、年々現われる経常収入を上回る経常支出増加分のみを補填する支払いによって行なわれるため積立て不足は永久に存続し、将来、現行の被保険者が消滅しても国庫負担は減少しないのである。」⁷⁾ それゆえ、計画の財源は、国庫負担に大きく依存する。

また、ベヴァリジは1965年以降の社会保障予算における国庫負担の割合は、さらに増加するとする。その理由として、第1は人口の老齢化がすすむこと、第2は経過年金の受給者が完全年金の受給者と交代していくこと、第3に拠出人口が停滞ないし減少することをあげている⁸⁾。

本論文では、その後の計画の特色を明らかにするために簡単な例を設定する。イギリスにおける1975年の男子65歳以上、女子60歳以上の人口はそれぞれ303万人と648万人である。これに計画の基本的な年金給付額を乗じて年間の退職年金総額を計算すると約5億1,000万ポンドになる。ここで1975年の社会保険拠出額を1965年の推定値と同じであると仮定すると、1965年から1975年にかけて増加した2億1,000万ポンドは全額国庫負担となり、その国庫負担率は1965年の56%から1975年には67%に増加する。この場合、社会保険費の国庫負担は61%になる。もし仮に、国庫負担の伸びを抑えるために増加分2億1,000万ポンドを全額拠出によって賄うならば、1975年の就業人口は2,497万人なので、単純に計算すると3シリング4ペンスの負担増となる。したがって、第1種被保険者の保険料は6シリング8ペンスから10シリングに増加し、保険料は50%アップする。これらの関係は後の図1と図2に示されている。

III イギリスの社会保障制度

計画は、第2次大戦後5つの法律に具体化された。すなわち1945年家族手当法、1946年国民保健サービス法、1946年国民保険法、同じく1946年の国民〈産業災害〉保険法および1948年の国民扶助法である。イギリスは、これらの立法活動を通じて福祉国家としての体制を整えることになった。

計画の中心となる社会保険は、1946年に国民保険制度として具体化された。この国民保険と計画の社会保険との間には2つの相違点がある。両者はともに均一拠出・均一給付の原則を採用しているが、給付水準の高さにその違いがある。ベヴァリジは1938年価格において単身者19シリング、夫婦32シリングを最低生活費とし、計画では第2次大戦後までに25%の物価上昇が生じるものとして、それぞれ24シリングと40シリングの給付額を想定していた⁹⁾。けれども、1946年における実際の消費者物価指数の上昇率は73.6%であった。そこで1946年度の価格水準でベヴァリジの最低生存費を再計算すると単身者33シリング (£1.65)、夫婦55シリング7ペンス (£2.78) となる。これに対して国民保険の給付額は単身者26シリング、夫婦42シリングであった。それはベヴァリジの単身者給付の78%、夫婦共同給付の76%でしかなかった¹⁰⁾。したがって、国民保険制度ではベヴァリジの最低生存費原則は採用されず、より低い給付水準が採用されたのである。第2に、計画では退職年金費用の増加を考慮して20年という経過期間の後に完全年金を支給するとしたが、現実には1946年から所定の完全年金を支給するという政治決定がなされた点である。

したがって、国民保険制度は計画とは異なる条件のもとに出発したが、その財源調達方式は計画とほぼ同じ方式をとり¹¹⁾、退職年金等の長期給付部門には積立方式、失業給付等の短期給付部門に

7) 山田雄三監訳、前掲書、310頁。

8) 同上、前掲書、310-311頁。

9) 同上、前掲書、271頁。

10) 計画では当初、経過年金を採用しているためその給付水準を1946年度の価格水準で示すと、単身者19シリング、夫婦35シリングとなり国民保険の給付水準26シリングと42シリングよりも低い水準となる。

11) 積立金の処理の仕方が異なる。

は賦課方式、そして退職年金の資金調達方式として「成行き方式」を採用した。

制度が運営されるにつれて明らかになった問題はベヴァリジが予想していた失業問題ではなく、インフレの進行に伴う国民保険基金の赤字問題であった。この赤字問題は、退職年金受給者が増加するにつれてより明確な形となって発現した。政府は、インフレの昂進による生活費の上昇を反映して年金の給付水準を継続的に引き上げていく必要を生じたが、均一給付・均一拠出の原則にしばられ、かつ均一保険料のもつ逆進的性質のために十分な保険料の引上げができず、結局、1950年代の後半に入ると国民保険基金の赤字問題が次第に顕在化した。1958年に国民保険の収支が赤字に転じ、保険財政は全体として賦課方式に移行せざるをえなくなったのである¹²⁾。

1958年の赤字を契機として1950年代の後半から社会問題となっていた保険財政の悪化や不十分な給付水準に対する改善策として給付と拠出に所得比例制の導入が検討され、1959年には退職年金に関して所得比例制の導入が決定され1961年から実施された。1966年には、疾病給付や失業給付等の短期給付にも所得比例制が導入された。この1961年の所得比例制の導入において重要なことは、それ以後、政府による「過去勤務債務」の支払いという考え方が放棄され、国庫負担は均一拠出総額に対する一定割合とされ、その後その割合がほぼ15～16%となっている点である¹³⁾。さらに、1969年の「白書」では所得比例制を軸に年金費用に対しても賦課方式が採用され、計画とは異なった意味で保険原理の再評価が行なわれた。

他方、計画のもう1つの柱である国民扶助は1948年に立法化された。既述のように国民保険の給付水準はベヴァリジの最低生存費以下であったので、この制度がナショナル・ミニマムを全国民に保障する最後の手段となったのである。

国民扶助局の扶助件数は1949年に124万件であり、これら被保護世帯の内訳を考察すると、その約半数が退職年金を受給している世帯であり、またその3分の2は何らかの形で国民保険給付の受

給者であった¹⁴⁾。扶助件数は1949年の124万件から1955年170万件、さらに1965年209万件と増加した。この事態を反映して、1965年に年金・国民保険省と国民扶助局が共同で退職年金受給者の実態調査を行なった。この結果、年金受給者の中に切実な要求として国民扶助を必要としながらも救貧法時代の暗いイメージのために保護を申請しない高齢者が多数存在することが明らかにされ、公的扶助制度の改革の必要性が明確になった¹⁵⁾。この調査をもとに政府は1966年に国民扶助を補足給付と改称し、資産調査を大幅に緩和・簡素化した¹⁶⁾。この選別主義的色彩の強い補足給付制度発足後、扶助件数は1967年269万件、1971年307万件と増加したが、1972年には292万件と若干減少している。

最後に、ベヴァリジが計画の前提条件として重視した児童手当は、家族手当として戦後の立法化の中では最も早く1945年に成立した。それは多子家族の貧困排除を目的とし、他方、出生率の低下による人口の長期的減少の阻止という課題も含みながら提案された。計画における給付額は8シリング、1946年度の不変価格で示すと14シリング(£0.70)であった。制度成立当時の手当は第2子以降一律5シリングだったので、計画に比べて著しく低い水準であった。このように手当が低いレベルに固定された理由は、戦後実施された学校給食やミルク・サービスを現実の実物手当とみなしたためとされている。

家族手当の大幅な改善は1952年と1968年になされ、1952年には第2子以降一律8シリング、1946年度不変価格で5シリング10ペンス(£0.29)となり、1968年では第2子に18シリング、同じく1946年度の不変価格で8シリング(£0.40)、第3子以降1ポンド、同様に1946年度の不変価格で8シリング11ペンス(£0.44)と改正された。これらの改正によっても家族手当は計画値には達しなかったのである。特に1968年の大幅な改善は1960年代に入ってイギリスで貧困問題がクローズ・ア

13) 一圓光弥, 前掲論文, 28頁。

14) 榎原朗「イギリス社会保障の史的研究Ⅱ」, 法律文化社, 1980年, 678頁。

15) 同上, 前掲書, 678頁。

16) 一圓光弥, 前掲論文, 25頁。

12) 一圓光弥, 前掲論文, 28頁。

ップされ、貧困世帯の中に多くの児童が含まれていたことに原因があった。けれども、この改善は十分ではなく、現実の低賃金の実態とも関連して1971年に有子低賃金世帯の第1子にも家族手当を支給する道を開くものとして、世帯所得補足制度が発足することになる^{17), 18)}。

IV 両者の比較分析

これまで計画の概要とイギリス社会保障制度の歴史的経過について記述したが、この章では両者の各給付の実質値を比較検討する。

本論文では、1946年以降の消費者物価指数の時系列データしか入手できなかったため、計画の推計値を1946年度の不変価格に変換して検討した¹⁹⁾。また、現実の制度に関する分析期間は1950年度から1970年度までとし、同じく各制度の実績値を1946年度の不変価格に変換して計画値との比較を行なった²⁰⁾。これらの各値は表3、表4および図1のように示される。この場合、国民〈産業災害〉保険は計画の項目とそろえるため社会保険の業務上労働不能給付とし、その事務費は国民保険のそれと合計して処理した。

図1より明らかなことは、現実の給付水準が計画値より著しく低い水準²¹⁾から出発していることである。その理由として、次のものが考えられる。

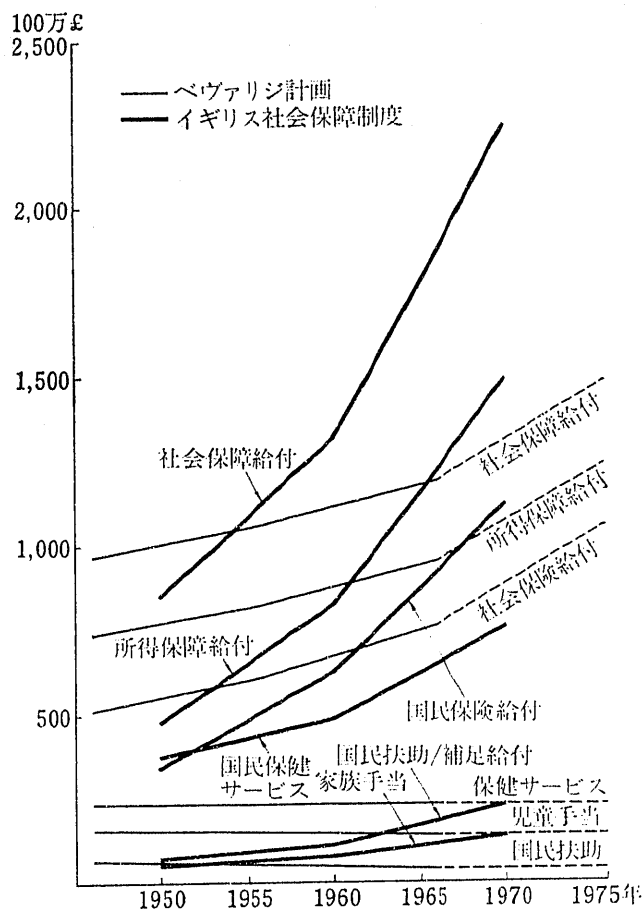


図1 ベヴァリジ計画とイギリス社会保障制度の支出比較

第1に、国民保険の個別給付額が計画値よりも低かった²²⁾。第2は年金費用をおさえるため人々に退職の延期を勧め、退職の延期の年数によって年金を増額する措置をとった。このため1948年でみると、有資格者の3分の2と女子の半分が仕事をにつづいたのである²³⁾。第3は、失業給付総額の低さである。国民保険制度の給付総額は失業率を8.5%として計算していた²⁴⁾けれども、戦後、完全雇用政策の採用により1950年に失業率は1.6%の水準にあった。実際の失業給付額は計画の10分の1となった。第4に家族手当は、計画の約3分の1という低い水準であった。

図1においてイギリス社会保障制度の実質給付

17) 一圓光弥, 前掲論文, 26頁。

18) 同上「低賃金と社会保障——イギリスの問題を中心に——」国際社会保障研究 No. 26, 健康保険組合連合会, 1980年, 8-13頁。

19) 入手した1946年以降の暦年の消費者物価指数を年度データに変換した。それゆえ、計画の暦年の値も年度の値を示すものとした。

20) 戦後、計画の具体化のための立法措置は、1945年から1948年の間に行なわれた。けれども計画では、すべての給付が1945年に始まっている。そこで計画と同じような条件にするため、利用できるデータとの関連で現実の各給付がすべて1949年に開始されたものとして、すなわち家族手当の1946年度の実質値はそのまま1949年度の値として用い、他の項目も同様に処理すべきである。けれども本論文では、そのような修正は行なわなかった。したがって以下論じる変化率は、この修正版よりも若干低い値となる。

21) 計画における「保健サービス」の分析を除外する。その理由は報告書において十分な分析がなされておらず、また国民保健サービスの名目値を実質値に変換する適切なデフレーターが存在しないためである。

22) 計画における当初の年金給付水準は注(10)で述べたように国民保険給付額より若干低くなるけれども、他の給付水準はベヴァリジの水準に対応するので、このような差があらわれた。

23) 檜原朗, 前掲書, 394頁。

24) 同上, 前掲書, 670頁。

表 3 ベヴァリジ社会保障計画とイギリス社会保障制度の比較 (支出) (1946年度不変価格)

(単位: 100万ポンド)

	ベヴァリジの社会保障計画				イギリスの社会保障制度			
	1946年度 (構成割合)	1966年度 (構成割合)	1946~1966年度 増加額(構成割合)	1946~ 1966年度 (増加率)	1950年度 (構成割合)	1970年度 (構成割合)	1950~1970年度 増加額(構成割合)	1950~ 1970年度 (増加率)
社会 (国民) 保険								
退職年金	175(23.8)	417(43.6)	242(107.7)	4.1	207.2(43.8)	716.8(48.3)	509.6(50.4)	5.9
寡婦給付および保認者給付	40 (5.5)	29 (3.0)	-11(-4.9)	-1.5	18.7 (4.0)	68.7 (4.6)	50.0 (4.9)	6.2
失業給付	153(20.9)	149(15.6)	-4(-1.8)	-0.1	15.1 (3.2)	62.6 (4.2)	47.5 (4.7)	6.8
労働不能給付 (疾病給付)	79(10.8)	99(10.4)	20 (8.9)	1.1	58.1(12.3)	153.5(10.3)	95.4 (9.4)	4.6
業務上労働不能給付 (産業災害給付)	21 (2.9)	21 (2.2)	0 (0.0)	0.0	11.8 (2.5)	44.0 (3.0)	32.3 (3.2)	6.3
出産一時金および出産給付	10 (1.4)	8 (0.8)	-2(-0.9)	-1.1	7.3 (1.5)	16.4 (1.1)	9.1 (0.9)	3.9
結婚一時金	1 (0.1)	4 (0.4)	3 (1.3)	6.6	—	—	—	—
葬祭一時金	6 (0.8)	17 (1.8)	11 (4.9)	5.0	2.1 (0.4)	4.5 (0.3)	2.4 (0.2)	3.8
事務費	25 (3.4)	25 (2.6)	0 (0.0)	0.0	21.1 (4.5)	45.0 (3.0)	23.9 (2.4)	3.6
社会 (国民) 保険諸給付合計	510(69.6)	768(80.4)	258(115.2)	2.0	341.2(72.2)	1,111.4(74.8)	770.2(76.1)	5.6
国民扶助 (補足給付)								
扶助年金	54 (7.3)	35 (3.7)	-19 (8.5)	-2.1	24.0 (5.1)	100.7 (6.8)	76.7 (7.6)	6.8
失業扶助手当					5.1 (1.1)	37.0 (2.5)	31.9 (3.2)	9.4
疾病扶助手当	7 (1.0)	7 (0.7)	0 (0.0)	0.0	11.5 (2.4)	32.3 (2.2)	20.8 (2.1)	4.9
その他の扶助					11.3 (2.4)	45.1 (3.0)	33.8 (3.3)	6.6
事務費 (事業費)	4 (0.6)	3 (0.3)	-1(-0.4)	-1.4	3.3 (0.7)	14.8 (1.0)	11.5 (1.1)	7.2
国民扶助 (補足給付) 合計 (1)	65 (8.9)	45 (4.6)	-20(-8.9)	-1.9	55.2(11.7)	230.0(15.5)	174.8(17.3)	6.8
無拠出老齢年金	—	—	—	—	21.8 (4.6)	0.0 (0.0)	-21.8(-2.2)	(-14.7)
国民扶助 (補足給付) 合計 (2)	65 (8.9)	45 (4.6)	-20(-8.9)	-1.9	77.0(16.3)	230.0(15.5)	153.0(15.1)	5.2
児童 (家族) 手当								
手当金	153(20.9)	139(14.6)	-14(-6.3)	-0.5	52.8(11.2)	139.7 (9.5)	87.0 (8.6)	4.6
事務費	4 (0.6)	4 (0.4)	0 (0.0)	0.0	1.6 (0.3)	3.6 (0.2)	2.0 (0.2)	3.9
児童 (家族) 手当合計	157(21.5)	143(15.0)	-14(-6.3)	-0.4	54.4(11.5)	143.3 (9.7)	88.9 (8.8)	4.6
中間支出合計	732(100.0)	956(100.0)	224(100.0)	1.3	472.6(100.0)	1,484.7(100.0)	1,012.1(100.0)	5.5
(国民) 保健サービス								
(国民) 保健サービス	236	236	0	0.0	365.9	724.9	359.0	3.3
事務費					10.2	27.9	17.7	4.8
(国民) 保健サービス合計	236	236	0	0.0	376.1	752.8	376.7	3.3
総支出合計	968	1,192	224	1.0	848.7	2,237.5	1,388.8	4.6

表 4 ベヴァリッジ社会保障計画とイギリス社会保障制度の比較 (収入) (1946年度不変価格)

(単位: 100万ポンド)

	ベヴァリッジの社会保障計画				イギリスの社会保障制度			
	1946年度 (構成割合)	1966年度 (構成割合)	1946~1966年度 増加額(構成割合)	1946~ 1966年度 (増加率)	1950年度 (構成割合)	1970年度 (構成割合)	1950~1970年度 増加額(構成割合)	1950~ 1970年度 (増加率)
拠出金								
国民保険拠出金	451 (57.2)	443 (43.8)	-8(-3.6)	-0.1	335.0 (52.0)	906.6 (59.9)	571.6 (65.8)	4.7
国民<産業災害>保険拠出金	8 (1.0)	7 (0.7)	-1(-0.4)	-0.6	24.6 (3.8)	36.5 (2.4)	11.9 (1.4)	1.9
使用者に対する業務上労働不能の賦課金								
拠出金合計	459 (58.2)	450 (44.5)	-9(-4.0)	-0.1	359.6 (55.8)	943.1 (62.3)	583.5 (67.2)	4.6
運用利子								
国民保険基金	21 (2.7)	21 (2.1)	0 (0.0)	0.0	6.9 (1.1)	4.2 (0.3)	-2.7(-0.3)	-2.4
国民保険<設立>基金					19.1 (2.9)	15.6 (1.0)	-3.5(-0.4)	-1.0
国民<産業災害>保険基金					1.1 (0.2)	7.3 (0.5)	6.2 (0.7)	9.0
運用利子合計	21 (2.7)	21 (2.1)	0 (0.0)	0.0	27.1 (4.2)	27.2 (1.8)	0.1 (0.0)	0.0
国庫負担等								
国民保険基金	86 (10.9)	354 (35.0)	268(119.1)	6.7	121.2 (18.8)	162.3 (10.7)	41.1 (4.7)	1.4
国民<産業災害>保険基金					5.0 (0.8)	7.4 (0.5)	2.4 (0.3)	1.9
社会保険合計	86 (10.9)	354 (35.0)	268(119.6)	6.7	126.2 (19.6)	169.7 (11.2)	43.5 (5.0)	1.4
国民扶助 (補足給付)	65 (8.2)	44 (4.3)	-21(-9.3)	-1.9	77.0 (12.0)	230.0 (15.2)	153.0 (17.6)	5.2
児童 (家族) 手当	157 (20.0)	143 (14.2)	-14(-6.3)	-0.4	54.4 (8.4)	143.3 (9.5)	88.9 (10.2)	4.6
国庫負担等の合計 (1)	308 (39.1)	541 (53.5)	233(104.0)	2.7	257.6 (40.0)	543.0 (35.9)	285.4 (32.8)	3.6
中間収入の合計	788(100.0)	1,012(100.0)	224(100.0)	1.3	644.3 (40.0)	1,513.3(100.0)	869.0(100.0)	5.5
国民保健サービスにおける国庫負担等	180	180	0	0.0	376.1	752.8	376.7	3.3
国庫負担等の合計 (2)	488	721	233	1.9	633.7	1,295.8	662.1	3.4
総収入の合計	968	1,192	224	1.0	1,020.4	2,266.0	1,245.6	3.8

総額は、計画値の約65%の水準にあり著しく低いレベルとなっているが、その増加率は計画に比してかなり高い割合を示している。また、1950年度の現実の各実質値は、計画値よりすべて低い値を示している²⁵⁾。以下、表3と表4に則して変化率や所得保障部門における構成割合の変化を中心に考察する。

計画値の20年間の推移をみると、退職年金の年度増加率が4.1%、労働不能給付の場合は1.1%、他に結婚一時金と葬祭一時金がそれぞれ6.6%と5.0%の年度増加率となっているだけで、公的扶助および児童手当はベヴェリジの当初の想定を反映して減少している。それゆえ、計画における増加項目は社会保険だけとなる。結婚一時金の増加は表1においてその推移をみると、1955年と1965年の値に変化がみられず、この増加率はゼロとみなすことができる。一方、葬祭一時金の伸び率は5.0%であり、計画の中で最も高い割合を示している。したがって増加項目は、社会保険における退職年金、労働不能給付および葬祭一時金のみとなる。

他方、計画の支出面における構成割合をみると、その特徴は退職年金と失業給付の割合がそれぞれ23.8%と20.9%と大きな値を示している点である。また、計画期間内に退職年金の構成比率は、4.1%の増加率を反映して23.8%から43.6%へと大きく増加している。ベヴェリジの想定では、減額年金から完全年金に移行する過程で扶助年金が2.1%ずつ減少し、それを反映してその事業費も1.4%の減少率となり公的扶助全体としては1.9%ずつ減少するものとし、その構成割合は8.9%から4.6%へと大きく減少している。この変化の中に、計画の「窮乏からの自由」を達成するという社会目的がよく示されている。児童手当は、ベヴェリジの出生率の低下予想を反映し、期間内に全体として0.4%の減少率を示し、その割合は21.5%から15.0%へと減少している。

以上、計画における支出費用の増加2億2,400万ポンドは退職年金の2億4,200万ポンド（増加分の構成割合107.7%）の増大によって説明され、その差額は政府の完全雇用政策等による失業給付、寡婦給付および保護者給付の減少（-1.8%と-4.9%）あるいは公的扶助と児童手当の減少（-8.9%と-6.3%）によって相殺されるものとした。さらにもう1つの特徴は、各制度の事務費あるいは事業費の増加率がゼロとなっている点である。これは、計画が当初より一般的な形で全国民に適用される、との想定によるものと思われる。

計画は第2次大戦前の資料を用いて策定されたわけであるが、1913~1938年の実質GNPの成長率は「2%を少し下る水準」²⁶⁾であった。それに対して計画における社会保険給付総額の増加率は2.0%、所得保障給付総額のそれは1.3%、また「保健サービス」を加えると1.0%であり、その増加率は社会保険給付において少し上回っているものの、全体として戦前の実質GNPの成長率の範囲内におさまっていた。

1) 支出構造

計画の諸特徴を現実の制度の動向と比較すると次のようになる。

最初に国民保険から考察する。国民保険における退職年金は2億720万ポンドにのぼり計画値1億7,500万ポンド（23.8%）より若干大きな値となっているけれども、その所得保障部門における構成割合は43.8%であり、制度出発時における退職年金のウェイトの高さを感じられる。これは、当初より完全年金を支給した結果である。分析期間内の年金の増加率は、人口の老齢化と個別給付額の引上げにより5.9%と高い伸び率を示している。けれども所得保障全体が5.5%という率で増加しているため、その構成割合は43.8%から48.3%にアップしたにすぎない。その増加額5億960万ポンドは、所得保障部門の増加額の50.4%に相当する。これはその割合でみると、計画の107.7%よ

25) 現実の公的扶助は7,700万ポンドで計画の6,500万ポンドより大きな値を示しているけれども、無拠出年金2,180万ポンドを差し引いた金額は5,520万ポンドとなり、ベヴェリジの推計値より小さい。

26) 大野喜久之輔「現代資本主義の特徴(3)——福祉への配慮——」尾上久雄編『経済体制論』、有斐閣、1973年に所収、120頁。

り著しく低いけれども、増加額そのものでみると計画が当初の所得保障給付額の3分の1の水準にあるのに比して、現実の増加額は当初のそれを軽く超える金額となりきわめて対照的である。

他方、失業給付をみると、その給付額は1,510万ポンドであり、実に計画値の10分の1にすぎない。したがって構成割合も3.2%と低い。これは、戦後採用された完全雇用政策の成果といえる。けれども、その後の失業給付の単純な増加率をみると、計画値(-0.1%)とは逆に6.8%という非常に高い伸び率を示している。次に寡婦給付および保護者給付は、ベヴァリジの想定(-1.5%)に反して6.2%と高い増加率を示し、同様に疾病給付も計画値(1.1%)を大きく上回り4.6%となっている。産業災害給付をみると、ベヴァリジはその伸び率をゼロとしたけれども、現実には6.3%と高い増加率を示し、その構成割合も2.5%から3.0%に上昇している。出産一時金および出産給付、葬祭一時金は計画(2.5%)より高い3.8%の増加率を示しているけれども、他の国民保険の項目に比べれば低い水準にある。したがって、その構成割合も1.9%から1.4%に低下している。ここで葬祭一時金の伸び率に注目すると、計画では5.0%の伸び率であるが現実には3.6%でしかない²⁷⁾。これは、現実の平均余命の伸びがベヴァリジの想定より大きかったため、と思われる。

表3において失業給付、寡婦給付および保護者給付の増加率が、退職年金のそれを上回っている。これは、失業給付等の短期給付では所得比例制導入の効果が即時的にあらわれるが、年金ではその性質上、給付面における所得比例制導入の効果がすぐにあらわれず、現在、均一給付が主体となっているからである。疾病給付の伸び率が4.6%と低い理由は、所得比例制が導入されても受給者数の伸びが0.7%と低いためである。また、産業災害給付が6.3%と高い原因は、産業廃疾年金の受給者数が5.6%という高い増加率を示したため

ある。

公的扶助における現実の動向は計画(-1.9%)とは全く逆の傾向を示し、無拠出年金を除外してその増加率をみると平均で6.8%となっている。項目別では扶助年金6.8%、失業扶助9.4%、疾病扶助4.9%、その他の扶助6.6%と失業扶助を最高にかなり高い割合を示しており、計画とは著しく異なっている。

ここで社会保険と公的扶助の各項目についてその増加率をみると、退職年金5.9%と扶助年金6.8%、失業給付6.8%と失業扶助9.4%、疾病給付4.6%と疾病扶助4.9%のように保険給付の増加率より扶助の上昇率が高いというケースが一般的である。これらの関係、特に失業給付と失業扶助の関係から、戦後のイギリス経済の体質がベヴァリジの想定より質的に著しく異なっていたものと思われる。正確に言えば戦後の完全雇用政策は、健全な形では運営されなかったのである²⁸⁾。

第3に家族手当であるが、現実の給付総額は5,440万ポンドで計画の1億5,700万ポンドと比較して約3分の1という低い値から始まり、その増加率は4.6%となっている。けれども2回の改正を考慮して回帰分析を行なうと、表5の(1)のように増加率は0.4%となる。したがって、その受給者数の伸び率は1.6%なので、大幅な給付改善のあった年度を除いて実質的な個別給付水準は低下したことになる。一方、家族手当に対応して学校給食とミルク・サービスのレベル・アップがなされたが、表5の(2)のようにその伸び率は3.3%にとどまっている。

最後に、事務費および事業費の上昇率をみる²⁹⁾と計画ではすべてゼロであるのに対し、国民保険と国民〈産業災害〉保険におけるそれは3.6%、公的扶助7.2%、家族手当3.9%となっている。ここでは公的扶助の増加割合が高く、その特殊性が示されている。

27) ベヴァリジは、葬祭一時金の大きな増加は制度発足時に60歳以上の者を適用除外にしたために生じた、としている。そこで、1955年と1965年の推計値を1946年度の不変価格に変換して、その増加率を計算すると4.8%になる。これは、現実の伸び率3.6%よりも高い割合になる。

28) 中野正・公文俊平・堀元訳、ロバート・ベーコン、ウォルター・エルティス著『英国病の経済学』、学習社、1978年、19-62頁。

29) 各制度の事務費や事業費は本来ならば平均賃金指数でデフレートすべきであるが、ここでは消費者物価指数でデフレートした。

表 5 回帰分析による計測結果 (単純最小自乗法)

項目 ¹⁾	タイム・トレンド ²⁾ (<i>t</i> -値)	$D_{52}^{2),3)}$ (<i>t</i> -値)	$D_{68}^{2),3)}$ (<i>t</i> -値)	定数項 (<i>t</i> -値)	$\bar{R}^2$ (ダービン・ワトソン比)
1) 家族手当	0.43 (1.77)	37.07 (9.19)	56.54 (15.44)	3.93 (122.54)	0.972 (1.44)
2) 学校給食とミルク・サービス	3.30 (17.81)	—	—	3.39 (145.47)	0.941 (1.33)
3) 国民保険保険料 (週額)	3.48 (14.47)	—	—	-1.17 (38.88)	0.912 (1.88)
4) 退職年金 (夫婦・週額)	3.57 (18.04)	—	—	0.52 (20.91)	0.942 (2.12)
5) 国民保険保険料 平均賃金	0.76 (2.93)	—	—	3.01 (91.97)	0.276 (1.75)
6) 実質国民総生産	3.44 (44.65)	—	—	9.31 (962.70)	0.990 (0.77)
7) 実質国内総生産	3.37 (28.50)	—	—	9.03 (608.93)	0.976 (0.76)

(注) 1. 消費者物価指数 (1946年=100.0) で除した実質値, かつ対数値をとっている。

2. %値に直した数値となっている。

3. D_{52} と D_{68} は, 1952年度と1968年度の改善を示すダミー変数である。

一方, 受給者数の動向をみると国民保険の受給者数の増加率は全体として 2.3%, 国民扶助/補足給付の扶助件数は3.4%, 家族手当1.6%となっており, 公的扶助の扶助件数の増加率が, 表5の(6)のように実質 GNP の成長率と同じ割合であり, かなり高い率となっている。計画における社会保険受給者数の増加率を表3より減額年金の伸び率を入れて計算すると, その値は 1.2% 程度になり, また全受給者数の増加率は 0.7% になる。それに比して現実の全受給者数のそれは 2.3% であり, 計画値とは大きく異なる。

結局, 現実の費用の増加率はベヴァリジの想定した 1.3% を大きく上回って 5.5% となり, その水準は実質 GNP の成長率 3.4% を超えている。このような高率での社会保障給付の増加は, 国内需要の拡大を通じてインフレを加速させたといえる³⁰⁾。

簡単に, GNP デフレーターを用いて国民保健サービスの分析を行なうと, 現実の制度は計画の約 1.6倍の水準から始まり, 1970年度にはその約3.2倍のレベルにまで増大している。その間の伸び率は 3.3% であり, 実質 GNP の成長率よりも低い値となっており, イギリス社会保障制度の中で唯一実質 GNP のそれよりも低い。

2) 収入構造

両者の収入構造の差異を, 表4に則して考察する。計画における当初の収入の構成割合は拠出金 58.2%, 基金の運用利子2.7%, そして国庫負担等39.1%となっている。その中で社会保険費における国庫負担は10.9%とかなり低い水準であった。これらの割合は1966年度には拠出金44.5%, 運用利子2.1%と減少し, 国庫負担は 53.5% に大きく増加する。計画における支出の増加は既述のように退職年金の増加によるものが主であるが, その負担はすべて国庫負担によって賄われている。各項目の分析期間内の変化率をみると, 拠出金は就業人口の減少を反映して -0.1%, 運用利子はゼロ, 国庫負担等は全体として2.7% (「保健サービ

30) 視点を変えて, 退職年金の上昇率と実質 GDP の成長率を比較する (P_{e1} は夫婦共同給付, P_{e2} は単身者給付を示す)。

$$\ln \left(\frac{P_{e1}}{P_c} \right) = 1.0268 \ln \text{GDP} - 8.7605 \\ (13.91) \quad (12.60) \\ \bar{R}^2 = 0.906 \quad DW = 1.48$$

$$\ln \left(\frac{P_{e2}}{P_c} \right) = 1.0549 \ln \text{GDP} - 9.4928 \\ (13.99) \quad (13.39) \\ \bar{R}^2 = 0.907 \quad DW = 1.51$$

各回帰式は個別の実質的な退職年金給付が, 夫婦共同給付では実質 GDP の成長率よりも 2.68%, 単身者給付では 5.49% 高い割合で増加したことを示す。

ス」を除く)となっている。けれども国庫負担等の変化率の内訳をみると、公的扶助と児童手当は1.9%と0.4%の率で減少し、社会保険給付の国庫負担は6.7%という高い増加率を示している。この増加率6.7%は、戦前の実質 GNP 成長率2%弱よりかなり高い率となっている。それゆえ、計画では国民経済的な視点からみてかなり重い国庫負担を想定していたことになる。

計画では費用の増大はすべて国庫負担で賄われ、それは拠出金の減少で少し増加するけれども、公的扶助および児童手当の減少によって軽減される形になっている。

他方、現実の制度の収入項目を検討すると次のようになる。1950年度における各要素の構成割合は拠出金55.8%、運用利子4.2%、国庫負担等40.0%であり、計画に比してその割合は拠出金が2.4%低く、運用利子は1.5%、国庫負担は0.9%高い。1970年度にその割合は拠出金62.3%、運用利子1.8%、そして国庫負担等は35.9%となる。計画との違いは拠出金の割合が増加して62.3%となり、国庫負担が35.9%に減少した点である。これは1961年以降の所得比例制の導入の結果である。現実の国民保険費の国庫負担増加率は1.4%で、計画の6.7%より著しく低い。また、国民保険費に占める国庫負担率をみると、1950年度の37.0%から1970年度の15.3%へと大きく減少し、計画の17%から46%への増大とは対照的である。

もう1つの収入源である運用利子は、当初、計画よりも有利な条件で出発しながら1970年度には1.8%に低下し、計画値2.1%よりも低い値となっている。そこでその内容をみると、国民〈産業災害〉保険基金は9.0%という高い増加率を示しているが、他の国民保険基金と国民保険〈積立〉基金はともに-2.4%と-1.0%の減少率となっている。これは、各基金に物価の上昇率を相殺するような資金の繰入れがなかったために³¹⁾、基金の増加が

生じることなく逆にインフレの中でその実質価値が減少したためである。それゆえ、国民〈産業災害〉保険基金の運用利子の増加率9.0%が拠出金の低い伸び率1.9%と対応している点は、注目されなければならない。

分析期間における現実の総収入の増加額は所得保障部門で8億6,900万ポンドで、その金額は計画値の増加額2億2,400万ポンドの約4倍に達している。その中で拠出による増加額は、5億8,350万ポンドと約3分の2を占め、国庫負担のそれは増加費用の約3分の1をカバーするにすぎない。これは計画とは異なる。また、計画では被保険者数が若干減少するものとして、拠出総額が0.1%ずつ減少するとした。この値は個々の拠出金のレベルを一定と考えると、被保険者数の減少率と見なすことができる。他方、現実の国民保険の動向をみると、人口の増加率0.5%を反映して被保険者数は0.3%ずつ増加している。

3) 微視的考察

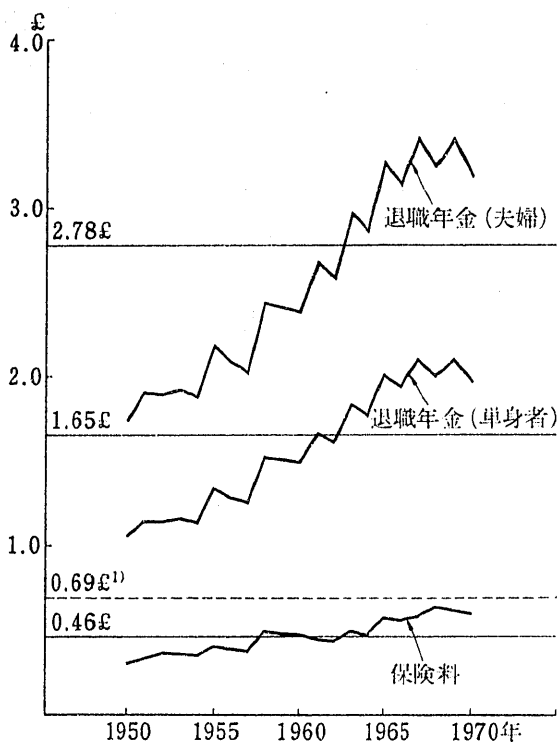
以上、計画値と現実値における収支構造の分析より、現実の社会保障費用の急速な上昇の原因として各制度における給付件数の大幅な増加と実質的な個別給付水準の高い増加率が考えられる。したがって以下、現実の実質的な個別給付額の引上げ率を退職年金の動向に的をしぼって考察する。

ベヴァリジは予算をインフレのない経済下(実質値)で推計しており、各個別の給付水準は一定である。けれども、現実の国民保険では表5の(3)と(4)のように実質レベルで保険料は3.48%、夫婦に対する退職年金は3.57%の割合で伸び、ともに(6)と(7)で示される実質 GNP と実質 GDP の各成長率3.44%と3.37%をミクロ・レベルで超える増加率となっている。また、保険料の動向をみると(5)に示されるように、国民保険の保険料の上昇率は平均賃金(肉体労働者)の増加率よりも0.76%だけ高い³²⁾。このことの低所得層に対す

31) 国民保険〈積立〉基金は新制度が発足した際、旧制度において積み上げられた積立金をそのまま受け継いでいる。この積立金の運用利子を国民保険基金の収入として計上し、利子を生みだした積立金は次期に繰越される。一方、国民保険基金は1948年度に約1億ポンドを国民保険〈積立〉基金からゆすり受け、それを同じく運用して利子収入をあげている。国民保険基金から国民保険〈積

立〉基金への繰入れは、1952年度に約3億ポンド、1955年に約1億ポンドとなっているが、それ以後1970年まで大きな金額の繰入れはない。

32) この場合、その自由度修正済み決定係数は0.276と低い。これは賃金の上昇が連続的であるのに対し、保険料の引



1) ベヴァリジ計画を1975年に延長した場合、退職年金の増額額を全額、保険料で負担した場合の保険料

図2 ベヴァリジ計画と国民保険との給付水準の比較（週額，1946年度不変価格）

る意味は重要である。これらを計画値との関連で示すと、図2のようになる。図2から理解できるように、現実の保険料と退職年金の実質レベルは、計画の保険料0.46ポンド、単身者退職年金給付1.65ポンドおよび夫婦共同退職年金給付2.78ポンドより著しく低い値から出発しているが、その後、インフレを上回る給付の改善と保険料のアップがあり、保険料は1958年度、単身者給付は1961年度、夫婦共同給付は1963年度に計画の各水準に達している。

ここで、計画における基本的な給付水準（最低生活費）について考察すると、夫婦の場合、それは1938年当時の平均賃金の45%であった³³⁾。この

上げが断続的に行なわれることにも一因があるだろう。いずれにしろ、保険料の引上げが賃金の動向だけでは説明しにくいことを示唆している。

33) 一圓光弥「イギリスの社会保障の最近の動向」季刊社会保障研究 Vol. 12, No. 2, 東京大学出版会, 1976年, 5頁。

表6 平均賃金における比較

	平均的実質賃金に占めるベヴァリジの給付水準の割合	平均的実質賃金に占める退職年金給付（夫婦）の割合
1950	44.4 %	27.4 %
51	43.2	29.6
52	42.0	28.6
53	40.1	27.7
54	38.7	26.2
55	36.6	28.7
56	35.2	26.5
57	35.2	25.7
58	34.5	30.3
59	33.8	29.3
1960	32.0	27.3
61	31.0	29.7
62	30.8	28.6
63	30.5	32.5
64	29.1	30.0
65	28.3	33.2
66	27.4	31.0
67	27.9	34.2
68	27.2	31.7
69	26.7	32.6
1970	25.1	28.9

計画値水準を実質値にした値（2.78ポンド）の戦後の平均実質賃金に対する割合は、表6の左列で示されている。これに対し、現実の夫婦の退職年金の平均賃金に対する割合が同表の右列の数字である。後者は1950年度27.4%、1970年度28.9%と若干の起伏を伴いながら微増している。けれども最も高い1967年度の34.2%の値でさえ、ベヴァリジの値45%よりも著しく低い。それゆえ、ベヴァリジの水準は達成されていない、といえる³⁴⁾。一方、左列に示した戦後の平均実質賃金に占める計画値の割合は、1950年度の44.4%から1970年度の25.1%へと大きく減少している。すなわち、平均賃金の45%という水準でみるとベヴァリジの水準は達成されていないが、計画値の実質額を固定した額として考えてみると、60年代後半以降それは達成されていることになる。このように給付水準を単に消費者物価指数の動向のみで評価することには問題があるけれども、1つの目安としての意

34) 一圓光弥「イギリス社会保障の財源政策」国際社会保障研究 No. 23, 健康保険組合連合会, 1979年, 75頁。

味はあり、この動向は注意されるべきである。

さらに、特に年金給付は賃金に対する割合が比較的安定しているという点から退職年金の伸び率の動きをみてみると、それは消費者物価指数ではなく平均賃金の動向によって規定されているものと思われる³⁵⁾。

次に、この傾向をナショナル・ミニマムの歴史的な上昇傾向の中で考察する。本論文では退職年金の増加率3.57%が公的扶助のそれを代表すると考えて³⁶⁾、これを戦後におけるナショナル・ミニマムの上昇率と見なすことにする。とすれば戦後、ナショナル・ミニマムは、実質 GNP および実質 GDP の成長率を超える割合で上昇したことになる。この率をロウントリの過去3回の社会調査にみられるナショナル・ミニマムの上昇率と比較しよう。調査の結果、ナショナル・ミニマムの水準は1899年を100とすると、1936年に116、1950年136という実質的な指数で示すことができる³⁷⁾。これを年々の上昇率でみると、1899年から1936年までの間には0.4%の率で上昇し、1936年から1950年までは1.1%でアップしている。したがって、1913年から1936年の間のナショナル・ミニマムの

上昇率は、その間の実質 GNP の成長率、約2%弱よりもはるかに低い割合となっていた。それに対して1950年度から1970年度にかけてのナショナル・ミニマムの上昇率は、その時期の実質 GNP の成長率を超えかなり高い割合を示している。

V 結 論

これまでの分析結果をまとめると、次のようになる。

(1) 支出構造について。計画における全給付額の増加率は1.3%であり、この割合は戦前の実質 GNP の成長率2%弱以内であった。他方、現実の全給付額の伸び率は5.5%であり、分析期間の実質 GNP および実質 GDP の成長率3.44%と3.37%を大きく上回っていた。社会保障給付がこのような高い割合で伸びたことは、国内需要の拡大を通じて現実のインフレを加速させることになった。

戦後の社会保障費用の急速な増大の理由として、次の2つの要因があげられる。

i) 受給件数の増大。計画における全受給件数の増加率は概算で0.7%であるが、現実のそれは2.3%である。この相違は、戦後のイギリス経済の体質がベヴァリジの想定とは質的に異なっていたことに起因する。

ii) 個別給付水準の上昇。計画の給付水準は実質レベルで一定であったが、現実のそれはその動向を退職年金の増加率でみると3.57%という高い率を示し、その実質的な水準は1960年代の前半にベヴァリジの水準を超えさらに増加した。その上昇率は実質 GDP の成長率よりも高い。戦後のナショナル・ミニマムの上昇は、消費者物価指数ではなく平均賃金の上昇にリンクしていたものとみられる。

(2) 収入構造における両者の相違は、政府の行動様式の差異の中にあらわれている。計画では支出の増加は国庫負担の増加によって賄われているが、現実には所得比例制の導入により保険料の増加によって対処されている。このことは、社会保険における国庫負担額の伸び率が計画では6.7%

35) 退職年金(夫婦共同給付) P_e の動向を、消費者物価指数 P_c と平均賃金 ω との関連で分析すると次のようになる(ここでは、図2より1年前の説明変数を用いた)。

$$\ln\left(\frac{P_e}{P_c}\right) = 1.2930 \quad \ln\left(\frac{\omega}{P_c}\right)_{-1} = 1.8139$$

(16.48) (10.93)

$$R^2 = 0.931 \quad DW = 1.99$$

上式は P_e/P_c は、 $(\omega/P_c)_{-1}$ の増加率より29.30%高い率で増加したことを示す。また、自由度修正済み決定係数は高い値を示す。すなわち、退職年金 P_e の変化率は消費者物価でデフレートした後でも、なお実質賃金と高い相関がある点が認められる。さらに、社会保障努力の趨勢的な傾向をみるため次のような回帰方程式をも推定した。ここでは、タイム・トレンドを年々の社会保障努力を示す代理変数とした。

$$\ln\left(\frac{P_e/P_c}{(\omega/P_c)_{-1}}\right) = 0.0085t - 1.2894$$

(4.11) (49.73)

$$R^2 = 0.442 \quad DW = 2.09$$

t の係数が有意である点からみて、この形の方程式でも年金の上昇率は、賃金上昇の趨勢を上回る傾向のあることが認められる。

なお、最低生活費の上昇を規定する要因の分析は、平石長久・保坂哲哉・上村政彦『欧米の社会保障制度』、東洋経済新報社、1976年、133頁を参照されたい。

36) 一圓光弥「イギリスにおける社会保障制度とその費用負担」国際社会保障研究 No. 17, 健康保険組合連合会、1976年、36頁。

37) Dudley Jackson, *Poverty*, Macmillan, 1972, p. 25.

と高い割合になっていたが、現実には1.4%ではないという点に明白にあらわれている。

(3) 計画は被保険者の減少を想定し、その減少率を0.1%とした。けれども現実におけるそれは、人口の増加を反映して0.3%の増加率を示している。また、葬祭一時金の上昇率の差にみられるように、平均余命の伸びは計画より現実の方が大きかった。児童手当の給付件数についてみると、計画では出生率の低下を予想して0.4%ずつ減少するものとしたが、現実の家族手当の給付件数の増加率は1.6%であった。これらの相違は、ベヴァリジが分析のために用いた資料による制約であり、歴史的な制約といえる。

以下、これらの結論をもとにして国民保険制度のあり方について私見を述べると次のようになる。

国民保険制度の給付費用の動向に的をしばりその増加要因を分析すると、それには個別給付水準の大幅な上昇、イギリス経済の停滞に起因する受給件数の増加、人口の老齢化およびインフレ下の完全年金支給による給付費用の急上昇等がある。しかし現実には、国民保険費用の増加に対して国

庫負担の増加が十分でなかったため、政府はその不足分を所得比例制と年金部門への賦課方式の導入によって賄ってきた。この結果、現在インフレ経済下における賦課方式の経済的合理性が主張されている。

けれども、このような歴史的経過をもってベヴァリジが採用していた年金部門における積立方式を、理論的に否定することはできないのではないかと思われる。年金財政健全化の視点から積立方式は再評価されるべきである。

一方、ナショナル・ミニマムの実質的な水準はベヴァリジの水準を超えて上昇し、その増加率は実質GDPの成長率をも上回っている。したがって、ナショナル・ミニマムの高い上昇率がインフレを加速させた点を考慮すれば、国民の平均的な生活水準の上昇とナショナル・ミニマムの上昇との関連が再検討されるべきであり、戦後のナショナル・ミニマムの上昇率は国民経済的な観点からみて高すぎた、と考えられる。

(にしな まる・福山大学経済学部助教授)